

第五号

徳島県防災会議条例の一部改正について

徳島県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県防災会議条例の一部を改正する条例

徳島県防災会議条例（昭和三十七年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員並びに」を「委員、」に、「委員は、三十五人」を「委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、四十人」に改め、同条第二項中「市町村の」を削り、「委員並びに」を「委員、」に改め、「職員のうちから任命される」の下に「委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される」を加える。

第三条第一項中「四十五人」を「五十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者等が新たに加えられたことに鑑み、徳島県防災会議の委員及び幹事を増員する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。